

# 和歌山市出産応援給付金について

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、出産応援給付金を支給します。  
給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

## 対象者

- ① ~ ④の全てに当てはまる方
- ① 令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦
  - ② 妊娠の届出時に和歌山市で助産師や保健師等による面談を受けた妊婦
  - ③ 他の自治体で出産応援給付金(現金やクーポンなど)の支給を受けていない妊婦
  - ④ 申請時に和歌山市に住民票がある妊婦

## 支給額

5万円（現金）

※多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。

※所得制限はありません。

## 支給までの流れ

- ① 和歌山市で妊娠の届出をし、面談を受けます。 面談時に申請書類をお渡しします。
- ② オンライン申請または書面申請を行ってください。(※注意)
- ③ 申請後、2か月程度で指定口座に振り込みます。

面談後は、なるべく速やかに申請を行ってください。

### ◎代理の方による妊娠の届出の場合

給付金の支給には、妊婦さん本人との面談が必要となります。

面談前に申請していただいても、給付金の支給は面談実施後となります。

代理の方による妊娠の届出

妊婦さんとの面談

申請後に支給



### ◎妊娠の届出時に産科医療機関等を受診していない場合(妊娠判定薬で陽性反応後に妊娠の届出にきた場合等)

(※注意)

申請の際は、妊婦健診受診後に母子健康手帳の表紙と妊娠中の経過(8. 9ページ)のコピーが必要となります。

添付書類が必要となるため、オンライン申請ではなく、書面申請を行ってください。

## Q&A

Q. 出産応援給付金の申請者は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A. 出産応援給付金は、妊娠届出時の面談を受けた母親が申請者となります。

Q. 出産応援給付金の振込口座を、夫名義の口座にすることはできますか。

A. 申請者と振込口座の名義人は同一の必要があります。

何らかの事情で、夫または別の方の口座への振込を希望する場合は、委任状の提出が必要です。またその場合は、オンライン申請は利用できません。

Q. 流産・死産となりました。出産応援給付金の支給を受けることはできますか。

A. 妊娠の届出後に流産・死産となった場合でも、出産応援給付金の支給対象になります。

Q. 妊娠届を提出し和歌山市で面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合、和歌山市・転出先の市町村のどちらへ出産応援給付金の申請をすればよいですか。

A. 申請は、住民票がある市町村ですることになるため、転出先の市町村で改めて面談を受けていただき申請することになります。そのため、和歌山市で申請を希望しているが、他市町村へ転出予定がある方については、妊娠の届出後、速やかに申請をお願いします。

### 〈 伴走型相談支援 〉

#### 出産までに

妊娠8か月頃にアンケートを送付し、希望者には、電話や面談等を行います。

必ず、アンケート用紙の返送、またはオンラインでの回答をお願いします。

#### 出産後は

出生後は、こんにちは赤ちゃん事業等の面談後に子育て応援給付金の申請となります。

(5万円×出生した児童の数)

## 問い合わせ先

地域保健課

TEL 073-488-5120 8:30~17:15(土日祝除く)

メールアドレス

boshishien@city.wakayama.lg.jp